



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば



## 目次

### ●日本年金機構からのお知らせ●

- ・国民年金保険料の学生納付特例制度、免除等を受けた期間を納めて年金額を増やせます …………… 2
- ・外国籍従業員の方の国民年金加入期間に係る手続き … 3

### ●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・健康な職場づくり宣言をはじめませんか? …………… 4
- ・健診で「要治療」「要精密検査」と判定された方は医療機関へ早期の受診を! …………… 5
- ・お問い合わせの際はチャットボットをご活用ください! … 5

### ●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・大好評!「蓮沼ウォーターガーデン」割引券配付中 …… 6
- ・**新地区** 酒々井「ブルーベリー狩り」補助券のご案内 … 7
- ・新契約保養所「ニュー山中荘」のご紹介 …………… 7
- ・会員情報提供のお願い …………… 8

#### 割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応しています

## 日本年金機構からのお知らせ

事業主・社会保険事務担当の皆さまへ  
従業員の方へご周知ください

## 1. 国民年金保険料の学生納付特例制度、免除等を受けた期間を納めて年金額を増やせます。

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、以下のように将来受け取る年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例を受けた期間は、老後の年金額に反映されません。

ただし、**10年以内であれば保険料を後払い(追納)して、年金額を増やすことができます。**追納すると、以下のメリットがありますので、是非ご利用ください。

※追納は、申込書の提出が必要です。日本年金機構のホームページをご確認ください。

### 追納する2つのメリット

#### 1. 老後の年金額が一生にわたり増えます！

1年間分追納をすると、老後の年金が年間で

○全額免除の期間は約1万円

○納付猶予(学生納付特例)の期間は

**約2万円増えます。**

※全額免除の期間は、保険料を納めなくても、国の負担により年金額が2分の1保障されています。



#### 2. 社会保険料控除の対象となります！

追納保険料は「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。

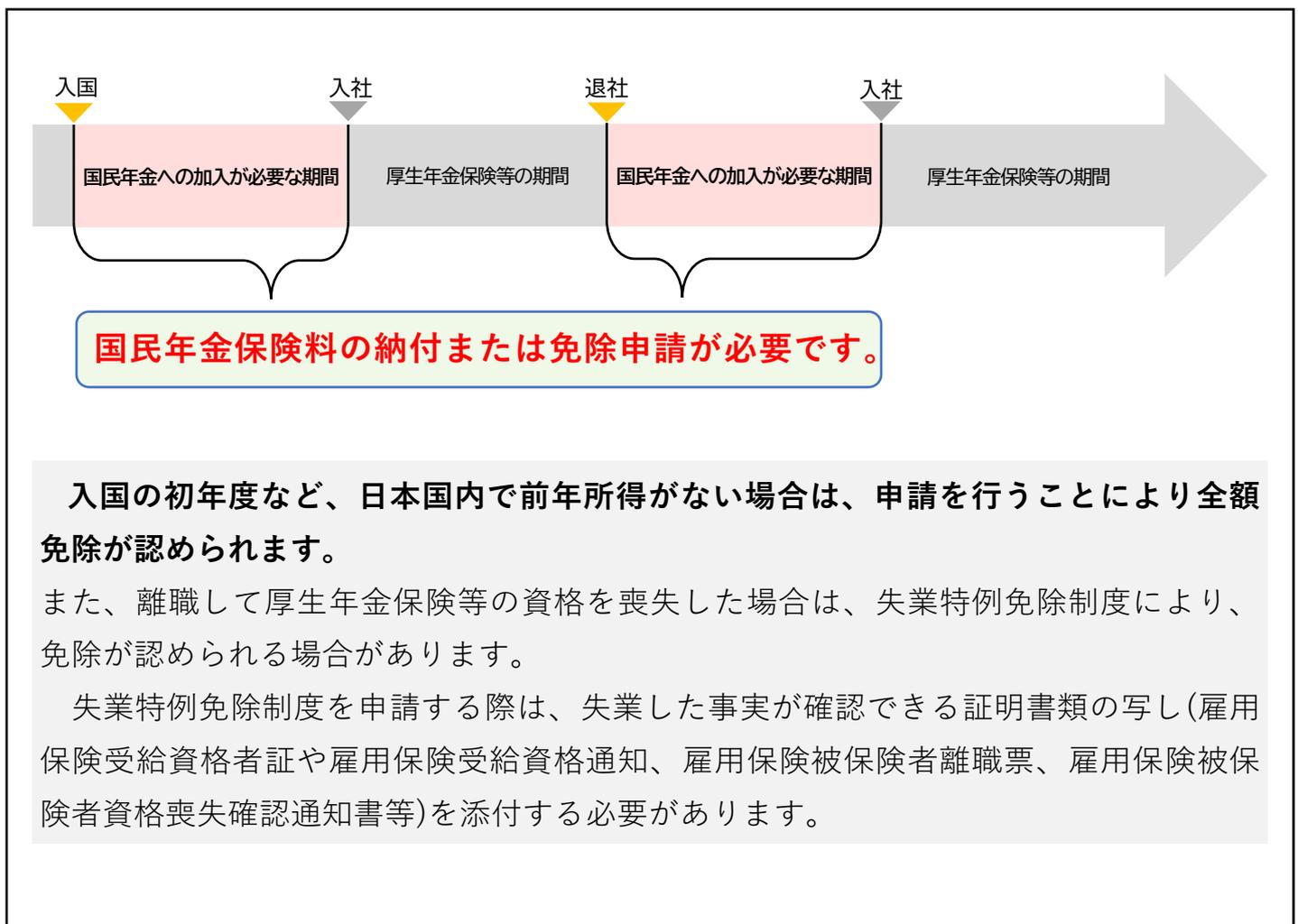
※納付猶予や学生納付特例の期間は老齢年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしないと年金額に反映されません。

## 2. 外国籍従業員の方の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が日本に入国し社会保険(厚生年金保険等)に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格(特定技能)の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。

失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し(雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)を添付する必要があります。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ



「健康経営®」のはじめの一步!:

# 健康な職場づくり宣言 をはじめませんか?

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## 健康な職場づくり宣言とは

事業所として従業員の健康管理に積極的に取り組むことを宣言し、健診の受診や禁煙の促進などの取組を協会けんぽと一緒に実践していくものです。

### 3 ステップ

## 宣言方法はカンタン!

宣言書のダウンロードや宣言の詳細についてはこちらからご確認ください。



## 1 取組内容の検討

事業所全体でどのような健康づくりに取り組むかを検討しましょう。

必須取組内容  
「従業員全員の  
健診受診」  
など全4項目



その他の取組内容を1つ以上選択

- 健診結果を受けた医療機関の受診勧奨
- 被扶養者（ご家族）の健診受診勧奨
- 健康セミナーの開催（下記特典02の活用）
- 朝礼・夕礼での体操・ストレッチ など

取組事例

取り組みに迷ったら

取組事例集で各事業所の取組内容を確認してみましょう

## 2 「宣言書」の提出

記入した「宣言書」をFAXまたは郵送で協会けんぽ千葉支部あてにご提出ください。後日、「認定証」を交付（郵送）します。

## 3 健康づくりをスタート

宣言書に記入した取組項目に基づき、健康づくりに取組んでいきましょう！取組を進めていく際は、さまざまな特典やサポートをぜひご活用ください。

無・料・特

- 特典01** 歯科健診を受診できます！  
※別途申し込みが必要、受診は先着順です。
- 特典02** 健康セミナーを受講できます！  
講師を職場に派遣します。オンライン（Zoom等）での実施も可能です。
- 特典03** 健康づくりや健康レシピ等を紹介する広報誌を定期的にお届けします！

この他にも特典をご用意しています！

### ぜひ「健康な職場づくり宣言」を実施しましょう!

さらに  
チャレンジ!

宣言後は…  
経済産業省が実施する顕彰制度  
「健康経営優良法人」  
の認定を目指してみませんか？

認定を受けるには  
「健康な職場づくり宣言」  
することが必須

「健康経営優良法人」認定制度についてはこちら  
「ACTION!健康経営（日本経済新聞社）」



協会けんぽ千葉支部からのお知らせ



健診で **要治療** **要精密検査** と判定された方は

# 医療機関へ早期の受診を!



健診結果の項目で**血圧値**、**血糖値**、**LDLコレステロール値**において、**「要治療」・「要精密検査」**と判定されているにもかかわらず、そのまま放置していると……

**心筋梗塞** **脳卒中** **人工透析**

生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、治療せずに放置すると、命に係わる様々な病気の発症リスクを高めるため、医療機関への早期受診が重要となってきます。

**早期に受診し、適切な治療と生活習慣病の改善を行うことで重大な病気を防ぐことができます。**

協会けんぽでは、健診結果において血圧値、血糖値、LDLコレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判断された方のうち、健診受診後3か月以内に医療機関の受診が確認できなかった方に医療機関への受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和7年10月より「胸部X線検査」において「要治療」「要精密検査」と判断された方にも同様のご案内をお送りいたします。

**事業主の皆さまへのおねがい**

健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定された従業員様がいた際は、**医療機関を早期に受診できるよう、勤務時間の調整等ご配慮をお願いします。**

近隣の医療機関を探す際は、「医療情報ネット(ナビ)」をご活用ください。



お問い合わせの際は

## チャットボットをご活用ください!

24時間365日  
利用可能

協会けんぽのホームページでは、AIチャットで皆様からのお問い合わせに対応する「チャットボット」を導入しています。

チャットボット利用イメージ図

### チャットボット利用方法

1 協会けんぽHPにアクセス



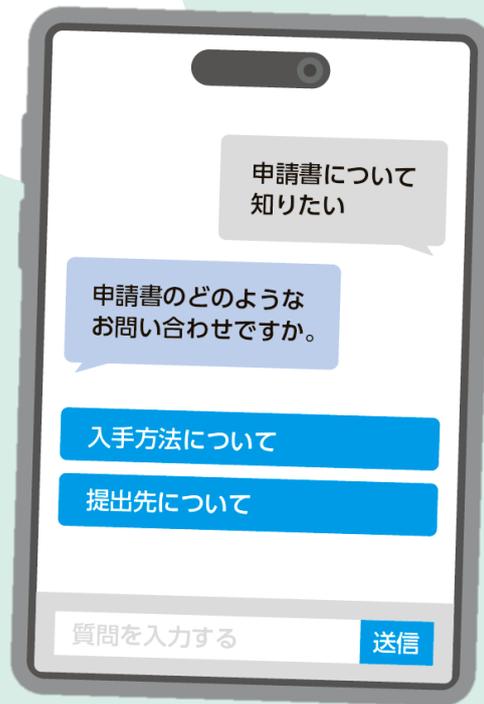
2 トップページ右下 (スマートフォンの場合は真下) の青色のバナーをクリック

### チャットボットでご案内できる事例

- 各種制度の一般的な内容について
- 各種申請方法、手続きについて



※ 個別ケースに該当する場合や、給付金の申請等の進捗状況についてのご相談は協会けんぽ千葉支部に直接お問い合わせください。



千葉県社会保険協会からのお知らせ

大好評！

## 蓮沼ウォーターガーデン

割引券を配付しています！

## ところ

山武市蓮沼ホ368-1 ☎0475-86-3171



## 申込方法

当協会HPの会員専用ページより「申込書」ダウンロードして必要事項を記入し、返信用封筒(切手貼付※・送付先明記)を必ず同封のうえ下記までご郵送ください。

※申込枚数が45枚までは110円分、45枚以上は180円分の切手  
 ※当協会HPの会員専用ページでダウンロードした申込書、もしくは社会保険ちば2025夏号同封の申込書でお申込ください。

## 営業期間

令和7年7月5日(土)～9月23日(祝・火)

※休園日 7月7日～11日、14日～18日および9月の平日

## 営業時間

9:00～17:00 (最終入園15:00まで)

※悪天候時は休園になる場合もあります。お出かけ前にご確認ください。

## 利用対象者

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

## 申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13

(一財)千葉県社会保険協会

※1事業所各券15枚まで

## 入園料金および割引金額

種別 / 一般料金	協会契約料金	協会助成金	利用者負担
大人 (18歳以上) 1,900円	1,710円	360円	1,350円
高校生 1,100円	990円	240円	750円
中学生 450円	410円	210円	200円
小学生 400円	360円	200円	160円
幼児 (4歳～未就学児) 200円	180円	100円	80円



開園50周年！

蓮沼ウォーターガーデンは今年開園50周年！  
 50周年を記念してスペシャルイベントが企画されています。

## 5日間限定特別入園日

令和7年7月5日(土)、6日(日)

令和7年9月20日(土)、21日(日)、23日(火・祝)

上記5日間は、入園料が大人1,000円、高校生以下無料です！

(大人は、当協会割引券でさらにお得にご入園可能)



千葉県社会保険協会からのお知らせ

新地区!

## 酒々井 ブルーベリー狩り



**ところ** (飯沼本家:きのえねまがり家)

印旛郡酒々井町馬橋106

☎043-496-1001 (10:00~18:00)



**利用について**

◎火・木・土・日・祝日のみ開催

◎スタート時間 7/1~8/17 →10時・11時・12時・13時の4回  
8/19~8/31→10時・11時 の2回

◎入園料

	予約	当日受付
大人(中学生以上)	1,500円	1,800円
小学生	800円	1,000円

※未就学児は無料

**利用期間**

令和7年8月31日(日)まで

※**予約優先です**。予約がないと入園できない場合があります。ご利用の際は、上記の電話にてご予約ください。

※じゃらん(事前決済が必須)からの予約では、補助券が使用できませんので、ご注意ください。

**補助金額**

**400円** ※入園料から補助金額を差し引いた金額を、農園に当日お支払いください。

**利用対象者**

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

**申込方法**

当協会HPの会員専用ページより「申込書」をダウンロードして必要事項を記入し、返信用封筒(110円切手貼付・送付先明記)を必ず同封のうえ下記までご郵送ください。※必ず専用の申込書でお申込ください。

**申込先**

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13

(一財)千葉県社会保険協会 ※1事業所 15枚まで

## 新契約保養所※のご紹介

天然温泉

白子温泉の宿

ニュー山中荘

※当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者(小学生以上)1人1泊につき1,000円助成

**ところ**

長生郡白子町中里4370-1

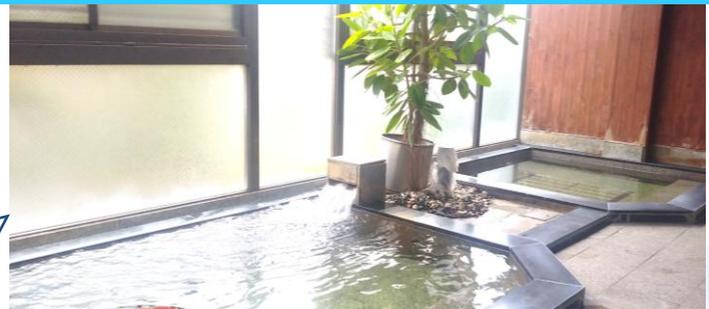
☎0475-33-3326



あたたかなおもてなしで  
お客様をお迎えします

徒歩3分にある九十九里浜、体ポカポカになる天然白子温泉、気持ちが安らぐお部屋、旬のものを美味しく調理したボリューム満点のお料理。

あたたかなおもてなしで、お客様の心に残る思い出を作っていただくことが、当館の最高の喜びです。



**助成利用  
申込方法**

①施設に直接、電話にて予約してください。※

②当協会HPの会員専用ページで「宿泊補助券申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、当協会へFAXもしくはご郵送ください。FAX 043-233-3973

③受付後、「宿泊補助券」(ハガキ)を送付しますので、ご宿泊の際に施設へお渡しください。

※インターネット予約については、ニュー山中荘の公式サイトからの予約は助成対象となります。

事前決済した場合、およびニュー山中荘公式サイト以外での予約は助成対象外となりますのでご注意ください。

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ

## 会員情報提供のお願い



## 事業所名称、所在地などが変わったときは、

下記様式により FAX(043-233-3973)にてご連絡ください。  
また、当協会ホームページの「各種申請」→「会員情報変更」からのご連絡も可能です。

## 会員情報変更届

※協会記入欄(ご記入の必要はありません)

変更年月日 年 月 日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			
被保険者数			

ご不明な点は(一財)千葉県社会保険協会(Tel043-233-3971)へお問い合わせください。  
※当協会への届出と、年金事務所への届け出は連動しておりません。それぞれに届出をお願いいたします。